

情報公開審査会の答申概要（答申第46号）

1 請求対象文書

平成8年度松波川・単河川防災工事に関する設計書及び附属する平面図並びに横断図
（諮問案件第67号～第75号）

2 担当課（所） 奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H17.12.16 公開請求（諮問案件第67号～第71号） (4) H18. 4. 4 諮問
H18. 1. 6 公開請求（諮問案件第72号～第75号） (5) H20. 1.11 答申
- (2) H17.12.19 公開決定又は不存在決定（諮問案件第67号～第71号）
H18. 1.11 公開決定又は不存在決定（諮問案件第72号～第75号）
- (3) H18. 2.17 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

- ・ 諮問案件第68号及び同第70号に係る公開決定は、妥当である。
- ・ 諮問案件第72号及び同第73号に係る公開決定においては、特定した公文書の一部が非公開となっているので、これを取り消し、改めて公開決定を行うべきである。
- ・ 諮問案件第67号、同第69号、同第71号、同第74号及び同第75号に係る請求対象文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第1項（公開）</p>	<p>1 諮問案件第68号及び第70号 実施機関は、公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に記載された施工延長等に相当する設計書に附属する横断図を公開しており、この公文書の特定及び公開決定は不合理ではないと考えられる。</p> <p>2 諮問案件第72号及び第73号 実施機関は、公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に記載された施工延長等に相当する設計書及び附属する平面図を公開しており、この公文書の特定及び公開決定は不合理ではないと考えられる。</p> <p>しかしながら、実施機関は、これら諮問案件に係る公開請求に対して公開決定を行い、特定した公文書の写しを交付したが、設計書における決裁欄の印影を消去して交付したと認められる。</p> <p>このようなことから、特定した公文書の一部を公開していないこととなり、その部分について非公開処分がなされたものと考えざるを得ず、一部公開決定を行ったこととなると考えられる。</p> <p>また、当該部分は、個人情報であり、条例第7条第2号本文に該当するものであるが、慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第7条第2号ただし書きに該当すると考えられる。</p> <p>したがって、これら諮問案件に係る決定については、これを取り消し、改めて公開決定を行うべきものとする。</p>

<p>条例第 11 条 第 2 項 (不存在)</p>	<p>1 諮問案件第 67 号、第 71 号及び第 75 号 異議申立人は、独自の見解に基づく設計書及び附属する平面図又は横断面図の公開を求めているものと考えられるが、そのような公文書は当該工事に関する簿冊に綴られていないことが認められたので、不存在決定は不合理ではないと考えられる。</p> <p>2 諮問案件第 69 号及び第 74 号 実施機関は、実施（当初）設計書では、標準横断面図から除去土量を 1,120 立方メートルと算出しており、実施（第 1 回変更）設計書では各測点の横断面図から除去土量を求めているので、延長した区間（180 メートル）に除去土量の増加分が存在するものではないと説明している。</p> <p>また、実施機関は、小規模な維持工事については、円滑な施工等を図るため、通常、当初の設計においては標準横断面図のみを作成し、それから得られる単位土量に施工延長を乗じて工事費を算出することにとどめ、各測点の横断面図は作成していないと説明しており、このことは特段、不自然ではないと考えられる。</p> <p>したがって、公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に記載された施工延長等に係る設計書等は存在しないと認められるので、不存在決定は不合理ではないと考えられる</p>
---------------------------------	--

5 審議経緯 審査回数 12回

(別 紙)
答申第46号

答 申 書

平成20年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、別記のとおり行った決定については、諮問案件第67号ないし第71号、同第74号及び同第75号に係る決定は妥当である。

しかし、諮問案件第72号及び同第73号に係る決定については、公開決定通知を行ったにもかかわらず、公文書の一部が非公開となっているので、これを取り消し、改めて公開決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成8年度松波川県単河川防災工事に関して、別記のとおり9件の公開請求を行った。

以下、これらの公開請求を「本件公開請求」という。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、別記のとおり公文書公開決定4処分及び公文書不存在決定5処分を行い、不存在決定については公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

以下、これら9件の処分を「本件処分」という。

（公文書を保有していない理由）

公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年2月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年4月4日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

5 諮問案件の併合

本件公開請求に係る公開決定等に対する異議申立てについては、諮問案件第67号ないし第75号によって諮問されているが、いずれも平成8年度松波川県単河川防災工事に係る設計書及び附属書類の公開決定又は不存在決定について提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、次の2点である。

- (1) 公開決定で公開された公文書は、異議申立人が公開請求で求めた文書に該当するものではないので、その決定の取消しを求める。

この異議申立てに係る決定は、諮問案件第68号、同第70号、同第72号及び同第73号に係る決定である。

- (2) 公文書の不存在を理由とした非公開決定は、違法、不当な処分であるので、その取消しを求める。

この異議申立てに係る決定は、諮問案件第67号、同第69号、同第71号、同第74号及び同第75号に係る決定である。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問案件第67号及び同第75号に係る決定について

異議申立人の記憶によれば、異議申立人が指名競争入札執行通知に応じて見分した設計書では、距離70メートルで寄洲除去工1,180立方メートルとなっていたので、これに対応する横断図、平面図及び設計書が存在するはずであり、不存在決定は違法、不当である。

- (2) 諮問案件第68号及び同第72号に係る決定について

公開された横断図は、「標準横断図」であり、異議申立人が請求した「単距離70m、除去土量1,120 m³の測点の横断図(1,180 m³契約分に60 m³足りなかった分)」に対応するものではなく、また、異議申立人の記憶では入札時の平面図は多喜尾橋下流側のみとなっていたが、公開された平面図は上流側も含んでおり、請求に対応するものではないと考えられ、さらに、設計書に設計者や決裁者の名前がないことが不可解であり、違法、不当である。

- (3) 諮問案件第69号に係る決定について

当初の設計では距離70メートル、寄洲除去工1,180立方メートルで、当初の区間では土量が60立方メートル足りないため、変更設計を行って距離を250メートルに延長したものであると考えるので、延長された区間180メートルに土量60立方メートル分の横断図が存在するはずであり、不存在決定は違法、不当である。

- (4) 諮問案件第70号及び同第73号に係る決定について

公開された公文書は請求に対応するものとは認められず、また、設計書に設計者や決裁者の名前がないことが不可解であり、違法、不当である。

- (5) 諮問案件第71号に係る決定について

異議申立人において公開された文書を基に再度計算すると、距離240メートルで寄洲

除去工 1,235 立方メートルになるので、これに対応する横断図が存在するはずであり、不存在決定は違法、不当である。

(6) 諮問案件第 7 4 号に係る決定について

当初の設計は距離 70 メートル、寄洲除去工 1,180 立方メートルで、当初の区間では土量が 60 立方メートル足りないため、変更設計を行って距離を 250 メートルに延長したものであると考えるので、距離 180 メートルに除去すべき土量 60 立方メートルがあることになり、これに対応する平面図と設計書が存在するはずであり、不存在決定は違法、不当である。

第 4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問案件第 6 7 号及び同第 7 5 号に係る決定について

当該工事に係る実施（当初）設計書では、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルと記載され、実施（第 1 回変更）設計書では、それぞれ 250 メートル、1,180 立方メートルと記載されているので、請求に係る距離（施工延長）及び寄洲除去工の横断図、平面図及び設計書は存在しない。

(2) 諮問案件第 6 8 号及び同第 7 2 号に係る決定について

当該工事に係る実施（当初）設計書において、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルと記載されているので、この設計書及び附属する横断図並びに平面図が請求に対応するとして特定し公開したものである。横断図面に関しては、一断面のみ標準横断図として作成し、各測点における横断図は作成していないが、このような小規模な工事では通常同様な取扱いとなるものである。

なお、設計書の公開に当たっては、設計者、承認者及び決裁者の印影については、個人情報に当たると判断し、消去して、写しの交付を行った。

(3) 諮問案件第 6 9 号に係る決定について

当該工事に係る実施（当初）設計書では、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルと記載され、実施（第 1 回変更）設計書では、それぞれ 250 メートル、1,180 立方メートルと記載されているので、請求に係る距離（施工延長）及び寄洲除去工の横断図は存在しない。

(4) 諮問案件第 7 0 号及び同第 7 3 号に係る決定について

当該工事に係る実施（第 1 回変更）設計書において、施工延長 250 メートル、寄洲除去工 1,180 立方メートルと記載されているので、この設計書及びこれに附属する平面図並びに横断図が請求に対応するとして特定し公開したものである。

なお、設計書の公開に当たっては、設計者、承認者及び決裁者の印影については、個人情報に当たると判断し、消去して、写しの交付を行った。

(5) 諮問案件第 7 1 号に係る決定について

当該工事に係る実施（当初）設計書では、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルと記載され、実施（第 1 回変更）設計書では、それぞれ 250 メートル、1,180

立方メートルと記載されているので、請求に係る距離（施工延長）及び寄洲除去工の横断図は存在しない。

(6) 諮問案件第74号に係る決定について

当該工事に係る実施（当初）設計書では、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルと記載され、実施（第1回変更）設計書では、それぞれ 250 メートル、1,180 立方メートルと記載されているので、請求に係る距離（施工延長）及び寄洲除去工の平面図及び設計書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成8年度松波川県単河川防災工事に係る実施（当初）設計書及び附属の平面図並びに横断図、実施（第1回変更）設計書及び附属の平面図並びに横断図である。

3 本件公開請求に対する公文書の特定について

異議申立人は、諮問案件第68号、同第70号、同第72号及び同第73号に係る決定により公開された文書は、異議申立人が公開請求で求めた文書に該当するものではないと主張しているので、この点を検討する。

(1) 諮問案件第68号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 70m、除去土量 1,120 m³の測点の横断図。(1,180 m³契約分に 60 m³足りなかった分)」と記載されている。

これに対し、実施機関は請求の距離及び除去土量が「実施（当初）設計書」に相当するので、これに附属する標準横断図を特定し公開したとしている。

ここで、用いられている語については、「土木用語大辞典」（技報堂出版(株)1999年）によれば、単距離とは（隣接する2測点間の）単一区間の距離、測点とは地上測量の測量点の呼称、横断図とは河川等の線状構造物等を流下方向に直交する鉛直面に投影して描いた図面とされている。

このことについて、実施機関は、異議申立人に補足説明を求め、異議申立人からは単距離とは「工事施工区間全体を指している」との説明を得て、当該公文書を特定したとしている。

また、異議申立人は、測点ごとの横断図の公開を求めていると考えられるが、実施機関は、当該工事のような小規模な工事の場合は、円滑な施工等を図るため、通常、当初の設計においては標準横断図のみを作成し、それから得られる単位土量に施工延長を乗じて除去土

量を算出することにとどめ、各測点の横断図は作成していないと説明しており、このことは特段、不自然ではないと考えられる。

したがって、実施機関の行った公文書の特定は不合理ではないと考えられる。

(2) 諮問案件第70号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 250m、除去土量 1,180 m³の測点の横断図。(70m足りなかった土量 60 m³) 測点。」と記載されているので、実施機関が、この公開請求に対応する公文書として、施工延長 250 メートル、寄洲除去工 1,180 立方メートルを内容とする実施(第1回変更)設計書に附属する横断図を特定し、公開したことは不合理ではないと考えられる。

なお、請求に係る公文書の内容欄の後段は、実施(当初)設計書は延長 70 メートル、寄洲除去工 1,180 立方メートルであり、当初の工事区間では 60 立方メートル不足したので距離を 180 メートル延長したとする異議申立人の見解を基に、寄洲除去工の 60 立方メートルを示す測点があると考えて請求したものと考えることも可能かと思われるが、実施機関は、実施(当初)設計書では、標準横断図から除去土量を 1,120 立方メートルと算出しており、実施(第1回変更)設計書では各測点の横断図から除去土量を求めているので、延長した区間に除去土量の増加分が存在するものではないと説明している。

また、実施機関は、小規模な維持工事については、円滑な施工等を図るため、通常、当初の設計においては標準横断図のみを作成し、それから得られる単位土量に施工延長を乗じて工事費を算出することにとどめ、各測点の横断図は作成していないと説明しており、このことは特段、不自然ではないと考えられる。

したがって、実施機関の行った公文書の特定は不合理ではないと考えられる。

(3) 諮問案件第72号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 70m、除去土量 1,120 m³に関する平面図と設計書。」と記載されているので、実施機関が、この公開請求に対応する公文書として、施工延長 70 メートル、寄洲除去工 1,120 立方メートルを内容とする実施(当初)設計書及びこれに附属する平面図を特定し、公開したことは不合理ではないと考えられる。

しかしながら、実施機関は、諮問案件第72号に係る公開請求に対して公開決定を行い、異議申立人の請求に応じて、特定した公文書の写しを交付したが、設計書における設計者、係長、課長、工事管理担当次長、次長(技術)及び所長に係る決裁欄の印影を消去して交付したと認められる。

このようなことから、特定した公文書の一部を公開していないこととなり、その部分について非公開処分がなされたものと考えざるを得ず、一部公開決定を行ったこととなると考えられる。

また、当該部分は、個人情報であり、条例第7条第2号本文に該当するものであるが、慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第7条第2号ただし書イに該当すると考えられる。

したがって、諮問案件第72号に係る決定については、これを取り消し、改めて公開決定を行うべきものとする。

(4) 諮問案件第73号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 250m、除去土量 1,180 m³に関する平面図と設計書」と記載されているので、実施機関が、この公開請求に対応する公文書として、施工延長 250メートル、寄洲除去工 1,180 立方メートルを内容とする実施（第1回変更）設計書及びこれに附属する平面図を特定し、公開したことは不合理ではないと考えられる。

しかしながら、実施機関は、諮問案件第73号に係る公開請求に対して、全部公開決定を行い、異議申立人の請求に応じて、特定した公文書の写しを交付したが、設計書における設計者、係長、課長、工事管理担当次長、次長（技術）及び所長に係る押印欄の印影を消去して交付したと認められる。

このようなことから、特定した公文書の一部を公開していないこととなり、その部分について非公開処分がなされたものと考えざるを得ず、一部公開決定を行ったこととなると考えられる。

また、当該部分は、個人情報であり、条例第7条第2号本文に該当するものであるが、慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第7条第2号ただし書イに該当するものと考えられる。

したがって、諮問案件第73号に係る決定については、これを取り消し、改めて公開決定を行うべきものとする。

4 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、実施機関が不存在による非公開決定を行った諮問案件第67号、同第69号、同第71号、同第74号及び同第75号に係る公開請求文書は存在するはずであると主張しているため、この点を検討する。

(1) 諮問案件第67号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 70m、除去土量 1,180 m³の横断図。（測点の横断図）」と記載されている。

これは、異議申立人が意見陳述等で主張している数量の横断図の公開を求めているものと考えられる。

そこで、工事に関する書類は、実施機関により、一件ごとにファイル（簿冊）を編みつけて保管されていることが一般的とされており、本件公開請求に係る工事の書類は「平成8年度松波川県単河川防災工事」の件名を付した簿冊に綴られているので、念のため、当審査会において、実施機関からその簿冊の提示を受け、本件請求文書の有無を確認したが、存在しないことが認められた。

したがって、不存在決定は不合理ではないと考えられる。

(2) 諮問案件第69号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 180m、除去土量 1,180 m³の横断図。(60 m³足りなかつた分) 測点。」と記載されている。

これは当初の設計の寄洲除去工が 1,180 立方メートルであり、当初の工事区間では土量が不足したので、区間を延長したとの異議申立人の見解を基に、延長された 180 メートルの区間に 60 立方メートルの土量が存在するとして、これを示す部分の横断図の公開請求を行ったものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、実施(当初)設計書では、標準横断図から除去土量を 1,120 立方メートルと算出しており、実施(第1回変更)設計書では各測点の横断図から除去土量を求めているので、延長した区間に除去土量の増加分が存在するものではないと説明している。

また、実施機関は、小規模な維持工事については、円滑な施工等を図るため、通常、当初の設計においては標準横断図のみを作成し、それから得られる単位土量に施工延長を乗じて工事費を算出することにとどめ、各測点の横断図は作成していないと説明しており、このことは特段、不自然ではないと考えられる。

したがって、実施機関の行った不存在決定は不合理ではないと考えられる。

(3) 諮問案件第71号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 240m、除去土量 1,235 m³の横断図。(測点の横断図)」と記載されている。また、異議申立書では、「該当する横断図で積算したのは、単距離 240m、除去土量 1,235 m³の横断図であった」と記載し、意見書に添付した「別表124」においては、「250m(図面では240m)で 1,235 m³の除去土量工事。(横断図はなく、それを基にしたらしい土量計算表がある事です。)」と記載している。

いずれにしても、これらの記載は、異議申立人側において独自に行った計算結果を示す横断図の公開を求めているものと考えられる。

当審査会において、当該工事に係る公文書を編てつした簿冊を見分したが、このような横断図は保管されておらず、不存在決定は不合理ではないと考えられる。

(4) 諮問案件第74号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 180m、除去土量 60 m³の平面図と設計書」と記載されている。

これは当初の設計の寄洲除去工が 1,180 立方メートルであり、当初の工事区間では土量が不足したので、区間を延長したとの異議申立人の見解を基に、延長された 180 メートルの区間に 60 立方メートルの土量が存在するとして、これを表す設計書及び平面図の公開を求めたものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、実施(当初)設計書では、標準横断図から除去土量を 1,120 立方メートルと算出しており、実施(第1回変更)設計書では各測点の横断図から除去土量を求めているので、延長した区間に除去土量の増加分が存在するものではなく、公開請求に係る設計書等は存在しないと説明している。

また、実施機関は、小規模な維持工事については、円滑な施工等を図るため、通常、当初の設計においては標準横断図のみを作成し、それから得られる単位土量に施工延長を乗じて工事費を算出することにとどめ、各測点の横断図は作成していないと説明しており、このことは特段、不自然ではないと考えられる。

したがって、実施機関の行った不存在決定は不合理ではないと考えられる。

(5) 諮問案件第75号に係る決定について

公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「単距離 70m、除去土量 1,180 m³に関する平面図と設計書」と記載されている。

これは、異議申立人が意見陳述等で主張している数量の設計書等の公開を求めているものと考えられる。

当審査会において、当該工事に係る公文書を編てつした簿冊を見分したが、このような横断図は保管されておらず、不存在決定は不合理ではないと考えられる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、当審査会は審議する立場にはなく、上記判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別記

諸問 番号	公開請求 年月日	公開請求文書	決定		備考
			年月日	区分	
67	H17.12.16	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離70m、除去土量1,180 m ³ の横断 図。(測点の横断図)	H17.12.19	不存在	
68	H17.12.16	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離70m、除去土量1,120 m ³ の測点 の横断図。(1,180 m ³ 契約分に60 m ³ 足 りなかった分)	H17.12.19	公開	
69	H17.12.16	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離180m、除去土量1,180 m ³ の横 断図。(60 m ³ 足りなかった分) 測点。	H17.12.19	不存在	
70	H17.12.16	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離250m、除去土量1,180 m ³ の横 断図。(70m足りなかった土量60 m ³) 測点。	H17.12.19	公開	
71	H17.12.16	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離240m、除去土量1,235 m ³ の横 断図。(測点の横断図)	H17.12.19	不存在	
72	H18.1.6	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離70m、除去土量1,120 m ³ に関す る平面図と設計書。	H18.1.11	公開	
73	H18.1.6	平成8年度松波川県単河川防災工事。 (単距離250m、除去土量1,180 m ³ に 関する平面図と設計書。)	H18.1.11	公開	
74	H18.1.6	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離180m、除去土量60 m ³ に関する 平面図と設計書。	H18.1.11	不存在	
75	H18.1.6	平成8年度松波川県単河川防災工事。 単距離70m、除去土量1,180 m ³ に関す る平面図と設計書。	H18.1.11	不存在	

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年4月4日	○諮問を受けた。(諮問案件第67号～75号)
平成18年5月29日	○実施機関(土木部奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所)から理由説明書を受理した。
平成18年6月20日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成18年12月8日 (第145回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年1月12日 (第146回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年2月27日 (第148回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年3月16日 (第149回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成19年5月2日 (第150回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成19年5月30日 (第151回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年8月1日 (第153回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年8月29日 (第154回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年9月18日 (第155回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年10月11日 (第156回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年11月8日 (第157回審査会)	○事案の審議を行った。
平成19年12月26日 (第158回審査会)	○事案の審議を行った。